

調査結果 「不適正な契約案件について」

- 1 意図的な分割発注・分割契約 46 事案
実態のない契約(他工事の代金への充当) 5 事案

意図的な分割発注・ 分割契約	(1) 契約管財局への契約請求等の回避	12 事案	60 件
	(2) 各所属における入札の回避	16 事案	44 件
	(3) 各所属における比較見積の回避	8 事案	23 件
	(4) 工事施工後の分割契約	10 事案	37 件
実態のない契約(他工事の代金への充当)		5 事案	27 件

- 2 上記以外で、契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの 27 事案

(1) 規則等の解釈誤り	9 事案	9 件
(2) 事務処理等の誤り	15 事案	28 件
(3) 業者選定方法の誤り	3 事案	4 件

(事例)

(1) 規則等の解釈誤り

- 急施工事であるとして、700万円を超える工事の業者決定を契約管財局での入札を行わず、局専決で行っていた。(水道局)
- 解釈の誤りにより、100万円を超える修繕を契約管財局での入札を行わず、局の見積合わせにより契約していた。(病院局)

(2) 事務処理等の誤り

- 追加工事を別契約ではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。
(こども青少年局)

(3) 業者選定方法の誤り

- 特名随意契約ではなく比較見積を行うべきであった。(環境局)

【局別内訳】

○意図的な分割発注・分割契約

46 事案

局名	事案	件数	19年度		20年度	
			事案数	件数	事案数	件数
環境局	23 事案	74 件	13 事案	43 件	10 事案	31 件
港湾局	11 事案	30 件	9 事案	26 件	2 事案	4 件
水道局	2 事案	16 件	2 事案	16 件	—	—
病院局 *	10 事案	44 件	3 事案	25 件	7 事案	19 件
合計	46 事案	164 件	27 事案	110 件	19 事案	54 件

*2カ年にまたがるものは前年度に件数を含めている

○実態のない契約(他工事の代金への充当)

5 事案

局名	事案	件数	19年度		20年度	
			事案数	件数	事案数	件数
環境局	3 事案	12 件	—	—	3 事案	12 件
港湾局 *	2 事案	15 件	2 事案	15 件	—	—
合計	5 事案	27 件	2 事案	15 件	3 事案	12 件

*2カ年にまたがるものは前年度に件数を含めている

○上記以外で、契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの

27 事案

(1) 規則等の解釈誤り

局名	事案	件数	19年度		20年度	
			事案数	件数	事案数	件数
水道局	7 事案	7 件	3 事案	3 件	4 事案	4 件
病院局	2 事案	2 件	—	—	2 事案	2 件
合計	9 事案	9 件	3 事案	3 件	6 事案	6 件

(2) 事務処理等の誤り

局名	事案	件数	19年度		20年度	
			事案数	件数	事案数	件数
こども青少年局	10 事案	20 件	4 事案	8 件	6 事案	12 件
水道局	2 事案	2 件	2 事案	2 件	—	—
病院局	3 事案	6 件	3 事案	6 件	—	—
合計	15 事案	28 件	9 事案	16 件	6 事案	12 件

(3) 業者選定方法の誤り

局 名	事案	件数	19年度		20年度	
			事案数	件数	事案数	件数
環境局	2事案	3件	1事案	2件	1事案	1件
水道局	1事案	1件	1事案	1件	—	—
合 計	3事案	4件	2事案	3件	1事案	1件

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	水道局	平成19年度			
案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額	
① 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その1)	平成19年5月9日	① 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,930,000 (円)	6,930,000 (円)	
② 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その2)	平成19年6月27日	② 間仕切り変更の工事を行うもの。	1,869,000 (円)	1,869,000 (円)	
③ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その3)	平成19年8月1日	③ 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,930,000 (円)	6,930,000 (円)	
④ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その4)	平成19年8月22日	④ 間仕切り変更の工事を行うもの。	4,777,500 (円)	4,777,500 (円)	
⑤ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その5)	平成19年10月17日	⑤ 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,720,000 (円)	6,720,000 (円)	
⑥ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その6)	平成19年10月24日	⑥ 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,930,000 (円)	6,930,000 (円)	
⑦ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その7)	平成19年12月10日	⑦ 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,877,500 (円)	6,877,500 (円)	
⑧ 水道局WTC庁舎間仕切変更工事(その8)	平成19年12月17日	⑧ 間仕切り変更の工事を行うもの。	6,772,500 (円)	6,772,500 (円)	
【調査概要】					
<ul style="list-style-type: none"> 複数の案件で「施工場所」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法」が「特名随意契約」であるもの 契約管財局から再調査の依頼があったもの 					
【調査結果】					
<ul style="list-style-type: none"> 当該工事にかかる業者については、賃貸契約書の規定によりWTCから指定されているため、業者選定に恣意性はない。なお、本来指定の業者は、大阪市の指名停止中であったため、契約できない旨をWTCに伝えた結果、「水道局貸室内工事について」により当該業者を指定されたものであり、業者選定に問題はない。 当該工事は水道局組織改変等に伴い、事務室内のレイアウトを変更する必要が生じたため、室内間仕切の工事を行ったものである。最初の工事で空きスペースを設けるための工事を行い、その空きスペースの間仕切り等の整備工事を行った上で、順次移転を繰り返す形を取り、最終的に11階の4分の1のスペースを返還することを目標としていたが、実際のスペースが確定しない状況では工事内容の変更が必要となることが考えられ、移転時期のずれも考えられるなど工期の設定が難しいものと判断したため、一括ではなく段階的に発注することとなったもので意図的に分割したものではなかった。 前項に加え、契約相手方をWTCから指定されていたこともあり、当初から施工を段階的に行う予定であることから別々に調整を進めていたため、発注時期が近くなったものについても、その時点で改めて併せて発注を行うための事務処理や調整を行うことなく当初予定通り別々に発注したものであった。 パーティションは当局の所有物であり、有効活用することとしているため、基本的には移設費用が大半であるが、対応できない部分については請負業者が調達することとしており、当該業者がパーティションのメーカーであったため、結果として新規の入手が容易であったのは事実である。 工事を発注する場合には、年度当初に全体計画を立て、その計画に基づいて一括で発注し、必要に応じて設計変更するなどして対応することが基本であるため、全件を一括で、若しくは発注時期の近いものは併せて発注することも可能であったのではないかとと思われる。また、本来は、700万円を超える工事の業者決定は契約管財局に依頼しなければならないが、すべてを別々に発注することにより1件も該当しないこととなっていることについては、事務処理の適切性を欠いていたものである。 発注にかかる事務処理に適切性を欠く部分があったものの、それぞれの契約については仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	水道局	平成19年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その1)	平成19年5月9日	① 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	5,355,000 (円)	5,355,000 (円)
	② 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その2)	平成19年6月27日	② 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	2,205,000 (円)	2,205,000 (円)
	③ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その3)	平成19年8月1日	③ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	6,930,000 (円)	6,930,000 (円)
	④ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その4)	平成19年8月22日	④ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	3,307,500 (円)	3,307,500 (円)
	⑤ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その5)	平成19年10月17日	⑤ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	2,835,000 (円)	2,835,000 (円)
	⑥ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その6)	平成19年10月24日	⑥ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	3,465,000 (円)	3,465,000 (円)
	⑦ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その7)	平成19年12月10日	⑦ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	2,677,500 (円)	2,677,500 (円)
	⑧ 水道局WTC庁舎間仕切変更に伴う設備工事(その8)	平成19年12月17日	⑧ 間仕切り変更に伴う諸設備の工事を行うもの。	5,197,500 (円)	5,197,500 (円)

【調査概要】

- ・複数の案件で「施工場所」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法」が「特名随意契約」であるもの
- ・契約管財局から再調査の依頼があったもの

【調査結果】

- ・当該工事にかかる業者については、賃貸契約書の規定によりWTCから指定されているため、業者選定に忝意性はない。なお、本来指定の業者は、大阪市の指名停止中であつたため、契約できない旨をWTCに伝えた結果、「水道局貸室内工事について」により当該業者を指定されたものであり、業者選定に問題はない。
- ・当該工事は、間仕切変更工事に伴う工事であるため、同様の考え方により、一括ではなく段階的に発注することとなつたもので意図的に分割したのではなく、当初予定通り別々に発注したものであつた。
- ・工事を発注する場合には、年度当初に全体計画を立て、その計画に基づいて一括で発注し、必要に応じて設計変更するなどして対応することが基本であるため、間仕切変更工事とともに、全件を一括で、若しくは発注時期の近いものは併せて発注することも可能であつたのではないかと思われ、事務処理の適切性を欠いていたものである。
- ・発注にかかる事務処理に適切性を欠く部分があつたものの、それぞれの契約については仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	病院局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	総合医療センター 1階リハビリテーション部水治療室動力操作盤等撤去作業	平成19年11月2日	① 動力操作盤及び電源線の撤去	289,800 (円)	289,800 (円)
②	総合医療センター 1階リハビリテーション部水治療室機械・衛生設備撤去作業	平成19年11月5日	② 衛生設備撤去	714,000 (円)	714,000 (円)
③	総合医療センター 1階リハビリテーション部水治療室内装撤去作業	平成19年11月6日	③ 天井解体、土間タイルはつり撤去、配管カバー解体、左官補修	903,000 (円)	903,000 (円)
④	総合医療センター リハビリテーション部空調設備整備	平成19年11月26日	④ 空調設備整備	819,000 (円)	819,000 (円)
⑤	総合医療センター 1階リハビリテーション部内装改修	平成19年11月27日	⑤ 内装改修	882,000 (円)	882,000 (円)
⑥	総合医療センター リハビリテーション部消防設備取付作業	平成19年12月3日	⑥ スプリンクラ整備	756,000 (円)	756,000 (円)
⑦	総合医療センター リハビリテーション部室内機設置	平成19年12月4日	⑦ 室内機設置	661,500 (円)	661,500 (円)
⑧	総合医療センター リハビリテーション部スピーカ等設置	平成19年12月5日	⑧ 天井解体、土間タイルはつり撤去、配管カバー解体、左官補修	670,950 (円)	670,950 (円)
⑨	総合医療センター リハビリテーション部配管設備整備	平成19年12月10日	⑨ 空調設備整備	819,000 (円)	819,000 (円)
⑩	総合医療センター リハビリテーション部照明器具等取付	平成19年12月10日	⑩ 照明器具設置	866,250 (円)	866,250 (円)
⑪	総合医療センター リハビリテーション部医療ガスアウトレット取付	平成19年12月14日	⑪ 医療ガス設備取付	588,000 (円)	588,000 (円)
⑫	総合医療センター リハビリテーション部給排気設備設置	平成19年12月18日	⑫ 給排気ダクト設置	451,500 (円)	451,500 (円)
⑬	総合医療センター 1階リハビリテーション部診察室パーティション設置	平成19年12月18日	⑬ パーティション設置	955,500 (円)	955,500 (円)
⑭	総合医療センター 1階リハビリテーション部診察室衛生設備設置	平成19年12月25日	⑭ 衛生設備設置	997,500 (円)	997,500 (円)

【調査概要】

施工場所、施工内容、契約金額等から判断して、本来一括で資本的経費で予算計上を行い、資本的工事で実施すべきところを、契約管財持ち込みを回避し随意契約で契約するために分割発注していないか担当部署へのヒアリング及び書類の審査を実施し確認

【調査結果】

今回の案件は、20年早々にリハビリ科医師が増員されることとなり、急遽水治療室を診察室へ変更する必要が生じた。
現場職員の意見を参考にしながら工事計画を検討していく過程で工事費総額が1000万円程度になることが判明していたが、年内には工事を完了しなければならない理由から、通常の入札手続きを回避し、分割して修繕を行っていた。
今後、適正な契約手続きに努めるとともに、緊急性を優先させるあまりに工事内容・規模の精査が疎かになることのないよう強く指導した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	病院局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	総合医療センター 小児病棟壁紙修繕	平成20年1月21日	① 壁紙張替え	824,250 (円)	824,250 (円)
②	総合医療センター ナースステーションアート張替え	平成20年2月6日	② アートの改修	945,000 (円)	945,000 (円)
③	総合医療センター 病棟受付壁紙張替え	平成20年2月19日	③ 壁紙を張り替え	992,250 (円)	992,250 (円)
④	総合医療センター すみれ病棟壁紙修繕	平成20年3月3日	④ 壁紙を張り替え	939,750 (円)	939,750 (円)
⑤	総合医療センター 小児外科系病棟アート張替え	平成20年3月12日	⑤ アートの改修	819,000 (円)	819,000 (円)
⑥	総合医療センター ナースステーションアート改修	平成20年3月21日	⑥ アートの改修	987,000 (円)	987,000 (円)
⑦	総合医療センター さくら病棟アート修繕	平成20年4月2日	⑦ 壁面カバー張替、デザインシート張替、ウォルカード貼り付、コーナークッション交換	987,000 (円)	987,000 (円)
⑧	総合医療センター ナースステーション壁紙張替え	平成20年4月18日	⑧ 壁面カバー張替、デザインシート張替、ウォルカード貼り付、コーナークッション交換	966,000 (円)	966,000 (円)
⑨	総合医療センター すみれ病棟受付後方壁紙修繕	平成20年5月12日	⑨ 壁面カバー張替、デザインシート張替、ウォルカード貼り付、コーナークッション交換	939,750 (円)	939,750 (円)

【調査概要】

施工場所、施工内容、契約金額等から判断して、本来一括で資本的経費で予算計上を行い、資本的工事で実施すべきところを、契約管財持ち込みを回避し随意契約で契約するために分割して修繕発注を行ったのではないかと、その具体的な理由、事情はあるのか、ヒアリング及び書類により調査を行った。

【調査結果】

病院機能評価も控えており、清潔な療養環境を維持するためにも経年劣化の進む壁紙の早急な改善が求められたため、通常の契約手続きを回避して分割発注を行っていた。

今後、見込み金額に応じて契約管財局に依頼するなど適正な契約手続きに努めるよう改善を強く指導した。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 住吉市民病院 本館1階間仕切改造工事	平成20年3月7日	① 間仕切改造工事	882,000 (円)	882,000 (円)
② 住吉市民病院 本館1階薬局前内装及び入口補修工事	平成20年3月3日	② 内装及び入口補修工事	693,000 (円)	693,000 (円)

【調査概要】

同様業務を同一時期に同一業者に発注している事や、日程調整等を行い一括発注したのを分割発注にしているのでは。また、契約管財での入札行為を回避したのではないかとということについて、ヒアリング及び決議書類の確認を行った。

【調査概要】

公募型で誘致した新たな売店業者との事前取り決めのなかで、当院が実施すべき施設整備を3月末までに完了する必要があったため、やむを得ず入札を回避して見積合わせにより業者と契約をした。

今回の案件について緊急性は認められたが、施工内容から判断して①及び②は一括契約が可能な案件であった。

今後は、一括契約が可能な案件を安易に分割しないよう、また、時間的な余裕をもって調整を行い適正な契約手続きに努めるよう改善を指導した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	病院局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 住吉市民病院 駐車場整備工事		平成20年7月1日	① 駐車場整備工事	984,900 (円)	984,900 (円)
② 住吉市民病院 駐車場樹木撤去工事		平成20年7月1日	② 樹木撤去工事	900,900 (円)	900,900 (円)

【調査概要】

局内での入札を回避したかどうかを確認するため、聞き取り調査及び決議書類確認。

【調査結果】

公募型で誘致した新たな駐車場運営業者との事前取り決めのなかで、本院が実施すべき施設整備を7月末までに完了する必要があったため、やむを得ず入札を回避して見積合わせにより業者と契約をした。

今回の案件について緊急性は認められたが、施工内容から判断して一部重複していると思われる内容が確認され、一括契約にすべき案件であったと判断される。

今後は、一括契約が可能な案件を安易に分割しないよう、また、時間的な余裕をもって調整を行い適正な契約手続きに努めるよう改善を指導した。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター医療ガス機械室(地下1階)医療ガス設備一般用吸引ポンプ修繕	平成20年10月15日	① シャフト、プーリー及びローターガイドの取替え	892,500 (円)	892,500 (円)
② 総合医療センター医療ガス機械室(地下1階)医療ガス設備一般用吸引ポンプ主要部品修繕	平成21年2月12日	② シャフト、プーリー、ロータガイド取替え	892,500 (円)	892,500 (円)

【調査概要】

同一工事内容と判断され分割契約が疑われる。内容・金額共に同じである。

【調査結果】

それぞれ不具合が発見され緊急修繕が必要となり施工された案件であった。ただし、契約日については、急な発注であったため事務処理に時間がかかり、実際の施工日と異なった契約日となるなど不適切な事務処理が判明した。

さらに、随意契約扱いとするために100万円以下に分割処理を行っていた。今後については、契約関係諸規定の遵守徹底をはかるよう指導した。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 住吉市民病院 守衛室コンセント回路増設工事	平成20年12月10日	① コンセント回路増設工事	56,700 (円)	56,700 (円)
② 住吉市民病院 守衛室他監視カメラ設置	平成20年12月18日	② 監視カメラ設置	999,600 (円)	999,600 (円)

【調査概要】

局内での入札を回避したかどうかを確認するため、聞き取り調査及び決議書類確認。

【調査結果】

院内で盗難が短期間に連続発生していたことから、緊急に対応したものであった。

ただし、内容的には一括契約が可能な案件であった。今後は、一括契約が可能な案件を安易に分割しないよう改善を指導した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	病院局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	総合医療センター B1階回収ホールビニル床シート修繕	平成20年10月7日	① 既設床シート撤去、下地不良箇所補修、床シート張替え	1,470,000 (円)	1,470,000 (円)
②	総合医療センター B2階供給ホールビニル床シート修繕	平成20年10月14日	② 既設床シート撤去、下地不良箇所補修、床シート張替え	1,543,500 (円)	1,543,500 (円)
③	総合医療センター B1階SPDホール・洗浄室ビニル床シート修繕	平成20年10月27日	③ 既設床シート撤去、下地不良箇所補修、床シート張替え	1,627,500 (円)	1,627,500 (円)

【調査概要】

施工場所、施工内容、契約金額等から判断して、本来一括で資本的経費で予算計上を行い、資本的工事で実施すべきところを契約管財持ち込みを回避するために分割発注していると思われる。

分割して修繕発注を行った具体的な理由、事情はあるのかまた、そのことに対し内部で協議をしなかったのかについて、ヒアリング及び書類により調査を行った。

【調査概要】

①②③については、医療機能評価受審のために傷みの進んだシートの張替えを緊急に実施する必要性が生じたため、契約管財局への入札依頼を回避して、見積合わせによる分割発注を行った。200万円以下であっても不動産の100万円超の修繕は局において入札を実施しなければならないが、当該シートを動産と解釈したため、200万円までは見積合わせが可能と判断していた。

今後、時間的な余裕をもって調整を行い適正な契約手続きに努めるとともに、案件ごとの動産・不動産の解釈を正しく行うことにとどまらず、契約関係諸規定の遵守徹底をはかるよう指導した。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター B1階検収室床塗替	平成20年12月2日	① 下地処理、塗替え	1,785,000 (円)	1,785,000 (円)
② 総合医療センター B1階厨房塗床修繕	平成20年12月18日	② 下地処理、塗替え	1,281,000 (円)	1,281,000 (円)
③ 総合医療センター B1階厨房床タイル他各所修繕	平成20年12月2日	③ タイルの撤去、タイルの張替え	672,000 (円)	672,000 (円)
④ 総合医療センター B1階栄養部廊下壁塗替	平成20年12月16日	④ 下地調整、EP塗替え	346,500 (円)	346,500 (円)
⑤ 総合医療センター B1階ワゴンセット室・薬品供給室ビニル床シート修繕	平成20年12月17日	⑤ 既設床シートの撤去、下地処理、床シートの張替え	294,000 (円)	294,000 (円)

【調査概要】

同様業務を同一時期に同一業者に発注している。分割契約による入札回避が疑われる。

【調査結果】

病院機能評価受審のために傷みの進んだ床の改修を緊急に実施する必要性が生じたため、契約管財局への入札依頼を回避して、見積合わせによる分割発注を行った。200万円以下であっても不動産の100万円超の修繕は局において入札を実施しなければならないが、当該シートを動産と解釈したため、200万円までは見積合わせが可能と判断していた。

今後、時間的な余裕をもって調整を行い適正な契約手続きに努めるとともに、案件ごとの動産・不動産の解釈を正しく行うことにとどまらず、契約関係諸規定の遵守徹底をはかるよう指導した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (1) 契約管財局への契約請求等の回避

局(区名) :	病院局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター パイプスペース-J (1階) 外溝植栽灌水系統量水器修繕		平成21年1月8日	① 配管分岐、量水器取付け	525,000 (円)	525,000 (円)
② 総合医療センター 機械室 (MB階) 厨房系統量水器修繕		平成21年1月20日	② 配管分岐、量水器取付け	609,000 (円)	609,000 (円)
【調査概要】					
同様業務を同一時期に同一業者に発注している。分割契約による入札回避が疑われる。					
【調査結果】					
施工場所は異なるものの同一の工事内容であり、通常の契約手続きを回避して分割発注を行っていた。 今後については、見込み金額に応じて契約管財局に依頼するなど適正な契約手続きに努めるよう改善を再度強く指導した。					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター 機械室(1)及び(2)(4階)加湿弁修繕	平成21年1月13日	① 電動二方弁の取替え	814,537 (円)	814,537 (円)
② 総合医療センター 機械室(1)及び(2)(4階)空調用電動二方弁修繕	平成21年1月19日	② 電動二方弁の取替え	1,823,850 (円)	1,823,850 (円)
③ 総合医療センター 機械室1 空調用電動二方弁修繕	平成21年2月19日	③ 電動二方弁の取替え	1,540,350 (円)	1,540,350 (円)
【調査概要】				
施工場所、施工内容、契約金額等から判断して、一括での契約管財持ち込みを回避するために分割発注していると思われる。書類、ヒアリングにより、施工場所、発注日、履行日、修理内容の確認を行い、緊急性、業者選定について調査を行った。				
【調査結果】				
緊急対応が必要なことから、入札を回避して、見積合わせによる分割発注を行ったとしているが、前年度に機器の一部に不具合が発生していたとの報告を受けていたとのことであった。 また、一部比較見積書が添付されておらず、今後、時間的な余裕をもって調整を行い、適正な契約手続きに努めるとともに改善を指導をした。				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 環境局会議室什器等移設業務委託		平成19年4月13日	① あべのルシアス 1 2F執務室の間仕切り変更	955,500 (円)	955,500 (円)
② 環境局書架等移設業務委託		平成19年5月2日	② 環境局事務室縮減のため、9F書架を1 2Fに移設したもの	777,000 (円)	777,000 (円)

【調査概要】

短期間に同一施工場所で同一業者が続いているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計担当職員にヒアリングを実施

【調査概要】

施工実態は確認できた。事務室の改修のため、休み(GW)中に工事を完了させる緊急性があり、施工業者、設計発注担当者へのヒヤリング結果から分割が判明した。
 ◎業者へのヒアリング → ゴールデンウィーク中に仕事を終わらせてほしい旨の指示があった。見積もりは一体の仕事として提出し、査定があったと記憶している。可動式のウォールが落ちて緊急補修の仕事がありそのときに合わせて依頼があったような記憶がある。仕事は5月3日～5日の間に終わらせた。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 大正工場 灰積出装置受樋修繕	平成19年5月30日	① 受樋及び縦樋等の取付け	997,500 (円)	997,500 (円)
② 大正工場 灰出施設樋外補修	平成19年6月1日	② 灰積み出し装置の既設受け樋撤去	349,650 (円)	349,650 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているため。現地施行状況確認済。工場担当職員・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。災害の危険があると監査指摘された緊急性のある内容であった。業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果より分割が判明した。

◎施工業者にヒヤリング → 同時に補修依頼を受け、同時期に施工した。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南港工場 後燃焼フレームの修繕	平成19年10月12日	① 後燃焼フレーム修繕	84,000 (円)	84,000 (円)
② 南港工場 1 F 設備架台修繕	平成19年10月15日	② 1 階設備架台修繕	388,500 (円)	388,500 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているため。現地施行状況確認済。工場担当職員・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査結果】

修繕の実態は認められる。災害の危険があると監査指摘された緊急性のある内容であった。業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果より分割が判明した。

◎施工業者にヒヤリング → 同時に補修依頼を受け、同時期に施工した。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 此花屋内プール 6階西面ガラス修繕		平成20年1月15日	① 6階西面のガラスのひび割れによる修繕	383,901 (円)	383,901 (円)
② 此花屋内プール プール室カーテンウォールガラス修繕		平成20年1月31日	② プール室カーテンウォールのガラスのひび割れによる修繕	391,240 (円)	391,240 (円)
③ 此花屋内プール プール室窓ガラス修繕		平成20年2月18日	③ プール室窓のガラスのひび割れによる修繕	398,580 (円)	398,580 (円)
④ 此花屋内プール 6階西面カーテンウォールガラス修繕		平成20年2月29日	④ 6階西面カーテンウォールガラスのひび割れによる修繕	376,561 (円)	376,561 (円)
⑤ 此花屋内プール 6階東面ガラス補修		平成20年3月17日	⑤ 6階東面ガラスのひび割れによる修繕	298,546 (円)	298,546 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているもの。現地にて施工状況確認。施設管理担当者・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果より分割が判明した。市民等が災害に合う恐れがあった緊急を要する内容であった。

19年度の修繕として3月中に完成するよう進めていたが、結果として施工日との齟齬がみられ、竣工前に支払い手続きを行ったもの

◎施工業者にヒヤリング → 2月ごろに図面をもらい、8枚の硝子を入れ替える見積もりを出した、施工についてはとび職が足場組んで行う高所作業となる、3月中(3月17日月)にプールの休館日(月曜日)に合わせ作業手配をしたが雨で延期となった、その後も前々日の土曜日に作業手配をしたが月曜日は雨模様が続き晴れて作業ができたのが4月の28日(月)になった。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 住之江工場 2階薬品タンクまわり側溝修繕	平成20年2月5日	① 2階薬品タンクまわり側溝修繕	398,580 (円)	398,580 (円)
② 住之江工場 2階排水処理室床の修繕	平成20年2月14日	② 2階排水処理室床の修繕	399,000 (円)	399,000 (円)
③ 住之江工場 2階排水処理室耐薬品ライニングの修繕	平成20年3月3日	③ 2階排水処理室耐薬品ライニングの修繕	73,920 (円)	73,920 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているため。現地にて施工状況確認。工場職員・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。職員等が災害に合う恐れがあった緊急を要する内容であった。業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果より分割が判明した。

◎業者への事情聴取 → 同時に補修依頼を受け、同時期に施工した。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南部環境事業センター	塗装場棟屋根外修繕	平成20年2月6日	① 塗装場の屋根修繕	160,650 (円)	160,650 (円)
② 南部環境事業センター	整備工場棟屋根修繕	平成20年2月27日	② 整備工場棟の屋根修繕	395,850 (円)	395,850 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。業務担当担当者・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。施工業者及び(設計・発注)担当者へのヒアリング結果から、分割が判明した。

◎施工業者にヒヤリング → 一度に発注があり、まとめて見積もりを出した(約53万円)。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 鶴見工場	山型トップライト修繕	平成20年2月12日	① 山型トップライトの修繕	262,500 (円)	262,500 (円)
② 鶴見工場	モニタートップライト修繕	平成20年2月19日	② モニタートップライトの修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
③ 鶴見工場	波板山形トップライト修繕	平成20年2月28日	③ 波板山形トップライトの修繕	396,900 (円)	396,900 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているため。現地にて施行状況確認。工場担当者・施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。設備の大規模な故障に繋がる恐れがあった緊急的な内容であった。業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果より分割が判明した。

◎施工業者にヒヤリング → 同時に補修依頼を受け、同時期に施工した。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 中部環境事業センター	駐輪場修繕	平成20年3月10日	① 駐輪場の修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
② 中部環境事業センター	3階車庫物置修繕	平成20年3月10日	② 3階車庫物置の修繕	393,750 (円)	393,750 (円)
③ 中部環境事業センター	特定衣料用倉庫修繕	平成20年3月19日	③ 特定衣料用倉庫の修繕	396,900 (円)	396,900 (円)
④ 中部環境事業センター	倉庫棚修繕	平成20年3月24日	④ 倉庫棚の修繕	397,950 (円)	397,950 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。(業務担当)担当者・施工業者・(設計・発注)担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。施工業者及び(設計・発注)担当者へのヒアリング結果から、分割が判明した。

◎施工業者にヒアリング → ①～③で発注された後、④が追加された。①～④で金額を調整した

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 大阪市設服部霊園 3区5番便所外改修工事		平成20年3月10日	① 3区5番便所の改修工事	997,500 (円)	997,500 (円)
② 服部霊園 事務所棟便所改修工事		平成20年3月17日	② 事務所棟便所の改修工事	987,000 (円)	987,000 (円)

【調査概要】

近い日程で、同じ業者に発注しているもの。現地調査(施工実態確認)。斎場・霊園担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査概要】

施工の実態は認められる。業者及び設計・発注担当職員へのヒアリング内容から、分割が判明した。

◎業者へのヒアリング → ①、②については一括して工事依頼を受けた。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査した内容と同様であるとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成20年度				
案件名		契約日	工事概要		当初契約金額	支出決議金額
① 北部環境事業センター	高置水槽修理	平成20年5月16日	①	高置水槽修理	397,950 (円)	397,950 (円)
② 北部環境事業センター	シスターン修繕	平成20年5月29日	②	シスターン修繕	357,000 (円)	357,000 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。施工業者・設計・発注担当者にヒアリングを実施

【調査結果】

修繕の実態は認められる。施工業者及び(設計・発注)担当者へのヒアリング結果から、分割が判明した。

◎施工業者にヒヤリング → ①・②合わせて見積もりを作成した。同じような時期に施工した。

◎設計発注担当へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同じとの証言があった。

案件名		契約日	工事概要		当初契約金額	支出決議金額
① 西南環境事業センター	休養室内装補修	平成20年6月6日	①	総務事務端末室に改修	389,350 (円)	389,350 (円)
② 西南環境事業センター	事務室内装補修	平成20年6月20日	②	総務事務端末室に改修	140,542 (円)	140,542 (円)

【調査概要】

短期間に同一施工場所で同一業者が続いているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査概要】

施工実態は確認できた。工事を6月中に完了させる緊急性があり、施工業者、設計発注担当者へのヒヤリング結果から分割が判明した。

◎業者へのヒアリング → 見積もり依頼は同時期に一体のものとしてあった。

◎総務担当職員へのヒアリング → 勤務情報システム関連の端末設置が、遅くとも7月初旬に行う必要があったことから、設計発注担当に対して6月中に建築・設備関連の施工完了を依頼した。発注・契約のための設計や入札等の期間を確保することが困難な状況から、契約を部屋ごとに切り分けたと設計発注担当から聞いている。

◎設計発注担当へのヒアリング → 工事については期限内に終わらすのは時間的に無理と答えたが、環境局としてどうしても端末室を期限内に整備する必要があるといわれた。工事では無理だが、建物修繕で行えば可能だと、上司に言われやむなく分割して工事を行ったものである。

案件名		契約日	工事概要		当初契約金額	支出決議金額
① 東部環境事業センター	休養室内装補修	平成20年6月6日	②	総務事務端末室に改修	395,640 (円)	395,640 (円)
② 東部環境事業センター	ミーティングルーム内装補修	平成20年6月6日	①	総務事務端末室に改修	285,180 (円)	285,180 (円)
③ 東部環境事業センター	前室内装補修	平成20年6月20日	③	総務事務端末室に改修	382,431 (円)	382,431 (円)

【調査概要】

短期間に同一施工場所で同一業者が続いているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査概要】

施工実態は確認できた。工事を6月中に完了させる緊急性があり、施工業者、設計発注担当者へのヒヤリング結果から分割が判明した。

◎業者へのヒアリング → 見積もり依頼は同時期に一体のものとしてあった。

◎総務担当職員へのヒアリング → 勤務情報システム関連の端末設置が、遅くとも7月初旬に行う必要があったことから、設計発注担当に対して6月中に建築・設備関連の施工完了を依頼した。発注・契約のための設計や入札等の期間を確保することが困難な状況から、契約を部屋ごとに切り分けたと設計発注担当から聞いている。

◎設計発注担当へのヒアリング → 工事については期限内に終わらすのは時間的に無理と答えたが、環境局としてどうしても端末室を期限内に整備する必要があるといわれた。工事では無理だが、建物修繕で行えば可能だと、上司に言われやむなく分割して工事を行ったものである。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 東南環境事業センター 休憩室内装補修		平成20年6月9日	① 総務事務端末室に改修	399,000 (円)	399,000 (円)
② 東南環境事業センター 事務室床補修		平成20年6月20日	② 総務事務端末室に改修	292,950 (円)	292,950 (円)

【調査概要】

短期間に同一施工場所で同一業者が続いているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査概要】

施工実態は確認できた。工事を6月中に完了させる緊急性があり、施工業者、設計発注担当者へのヒヤリング結果から分割が判明した。

◎業者へのヒアリング → 見積もり依頼は同時期に一体のものとしてあった。

◎総務担当職員へのヒアリング → 勤務情報システム関連の端末設置が、遅くとも7月初旬に行う必要があったことから、設計発注担当に対して6月中に建築・設備関連の施工完了を依頼した。発注・契約のための設計や入札等の期間を確保することが困難な状況から、契約を部屋ごとに切り分けたと設計発注担当から聞いている。

◎設計発注担当へのヒアリング → 工事については期限内に終わらすのは時間的に無理と答えたが、環境局としてどうしても端末室を期限内に整備する必要があるといわれた。工事では無理だが、建物修繕で行えば可能だと、上司に言われやむなく分割して工事を行ったものである。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 城北環境事業センター 男子更衣室出入口補修	平成20年6月10日	① 総務事務端末室に改修	262,500 (円)	262,500 (円)
② 城北環境事業センター 車庫面着室壁外補修	平成20年6月18日	② 総務事務端末室に改修	178,500 (円)	178,500 (円)

【調査概要】

短期間に同一施工場所で同一業者が続いているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査結果】

施工実態は確認できた。工事を6月中に完了させる緊急性があり、施工業者、設計発注担当者へのヒヤリング結果から分割が判明した。

◎業者へのヒアリング → 見積もり依頼は同時期に一体のものとしてあった。

◎総務担当職員へのヒアリング → 勤務情報システム関連の端末設置が、遅くとも7月初旬に行う必要があったことから、設計発注担当に対して6月中に建築・設備関連の施工完了を依頼した。発注・契約のための設計や入札等の期間を確保することが困難な状況から、契約を部屋ごとに切り分けたと設計発注担当から聞いている。

◎設計発注担当へのヒアリング → 工事については期限内に終わらすのは時間的に無理と答えたが、環境局としてどうしても端末室を期限内に整備する必要があるといわれた。工事では無理だが、建物修繕で行えば可能だと、上司に言われやむなく分割して工事を行ったものである。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (2) 各所属における入札の回避

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	城北環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年10月6日	① 物干しパイプの増設	399,000 (円)	399,000 (円)
②	西部環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年12月25日	② 物干しパイプの増設	390,600 (円)	390,600 (円)
③	西北環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年11月21日	③ 物干しパイプの増設	174,300 (円)	174,300 (円)
④	東南環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年12月8日	④ 物干しパイプの増設	163,800 (円)	163,800 (円)
⑤	東北環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年11月13日	⑤ 物干しパイプの増設	333,900 (円)	333,900 (円)
⑥	南部環境事業センター 乾燥機室補修	平成20年10月15日	⑥ 物干しパイプの増設	306,600 (円)	306,600 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。(業務担当) 担当者・(人事・勤務条件担当) 担当者・施工業者・(設計・発注) 担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。担当者へのヒアリング結果から、分割が判明した。

◎施工業者にヒアリング → ①～⑥別々に修理の依頼を受けた。修理も別の日である。

◎(設計・発注) 担当者へのヒアリング → 人事・勤務担当から話があって、工事では無理と断ったが、局として必要と言われ、やむなく受けた。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南部環境事業センター 空調機取替修理	平成20年10月15日	① 空調機の修理	399,000 (円)	399,000 (円)
② 南部環境事業センター 技術対策室動力回路修理	平成20年10月20日	② 動力回路の修理	399,000 (円)	399,000 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。施工業者・(設計・発注) 担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。施工業者及び(設計・発注) 担当者へのヒアリング結果から、分割が判明した。

◎施工業者にヒアリング → ①・②同じ時期に修理の依頼を受けた。修理日も同じ時期である

◎(設計・発注) 担当者へのヒアリング→①は設備業者、②は電気設備業者と契約するつもりで分割した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注 (3) 各所属における比較見積の回避

局(区名) :	港湾局	平成19年度			
案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額	
① D-1上屋トップライト補修工事	平成19年5月16日	① トップライト漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
② D-1上屋天窓補修工事	平成19年6月12日	② 天窓漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
【調査概要】					
「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため					
【調査結果】					
1件の工事として施工されたものを2件の工事として契約したもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、写真及び担当者の現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額	
① B-4上屋ルーフファン漏水補修工事	平成19年5月23日	① ルーフファン漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
② B-4上屋屋根漏水補修工事	平成19年5月30日	② ルーフファン漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
③ 南港B-4上屋屋根水切補修工事	平成19年6月15日	③ ルーフファン漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
④ 南港B-4上屋ルーフファン水切補修工事	平成19年6月26日	④ ルーフファン漏水部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)	
【調査概要】					
「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため					
【調査結果】					
上記4件の工事はすべてルーフファンの補修に関する工事であり、1件の発注にすべきもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、写真及び担当者の現場確認で履行確認を行っている。					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額	
① 南港B-3上屋舗装障害物撤去工事	平成19年5月22日	③ 荷捌き地のケーブルダクト(アスファルト共)を撤去する工事	179,550 (円)	179,550 (円)	
② 南港B-3上屋配管撤去補修工事	平成19年5月31日	① 通路のケーブルダクト(アスファルト共)を撤去する工事	190,050 (円)	190,050 (円)	
③ 南港B-3上屋舗装補修工事	平成19年6月14日	② 荷捌き地の舗装を補修する工事	127,050 (円)	127,050 (円)	
④ 南港B-3上屋通路補修工事	平成19年6月28日	④ 通路の舗装を補修する工事	133,350 (円)	133,350 (円)	
【調査概要】					
「施工場所」と「契約業者」が同一であって、「契約日」が比較的直近の同種工事の特名随意契約案件であったため。					
【調査結果】					
1件の工事として施工されたものを4件の工事として契約したもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、担当者による現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注 (3) 各所属における比較見積の回避

局(区名) :	港湾局	平成19年度		
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① 安治川サイロ柵補修工事	平成19年11月19日	① ネットフェンス補修工事	199,500 (円)
	② 大阪港サイロネットフェンス補修工事	平成20年1月17日	② ネットフェンス補修工事	199,500 (円)
【調査概要】				
「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため				
【調査結果】				
1件の工事として施工されたものを2件の工事として契約したもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、写真及び担当者の現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。				

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① 安治川突堤2号上屋庇補修工事	平成19年12月12日	① 庇を補修する工事	199,500 (円)
	② 安治川突堤2号上屋外壁補修工事	平成19年12月20日	② 外壁を補修する工事	117,600 (円)
【調査概要】				
「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため				
【調査結果】				
1件の工事として施工されたものを2件の工事として契約したもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、写真及び担当者の現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。				

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① かもめ臨港緑地便所塗装工事	平成19年10月26日	① 外壁を塗り替え塗装する工事	199,500 (円)
	② かもめ臨港緑地便所外壁剥落補修工事	平成20年1月8日	② 外壁剥落部を補修する工事	199,500 (円)
【調査概要】				
「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため				
【調査結果】				
一括ではなく各々個別に施工したものであるが、同一施工場所の一連性のある工事であり、上記2件の工事は1件の発注にすべきもので、不適切な手続きであった。 工事完成時には、写真及び担当者の現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注 (3) 各所属における比較見積の回避

局(区名) :	港湾局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 中央突堤2号上屋会所補修工事		平成20年1月7日	① 荷捌き地雨水桝の蓋取付、出入口上部PC版脱落防止工事	196,350 (円)	196,350 (円)
② 中央突堤2号上屋手摺補修工事		平成20年1月24日	② 落下の危険性がある2階歩廊の手摺の補強する工事	197,400 (円)	197,400 (円)
④ 中央突堤2号上屋堅樋補修工事		平成20年2月5日	④ 堅樋の破損に伴う漏水を防止する補修工事	199,500 (円)	199,500 (円)
③ 中央突堤2号上屋庇裏欠損撤去補修工事		平成20年1月31日	③ 庇裏コンクリート剥離部を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑤ 中央突堤2号上屋柱欠損補修工事		平成20年2月13日	⑤ 上屋内部の柱欠損部の現状回復を図る工事	147,000 (円)	147,000 (円)
【調査概要】					
「施工場所」と「契約業者」が同一であって、「契約日」が比較的直近の同種工事の特名随意契約案件であったため。					
【調査結果】					
本上屋の大部分が休止中であったが、平成20年3月1日から上屋の一部が供用再開となることを受けて現地調査を行ったところ、休止期間中に老朽化が顕著となっており、2月中に補修を完成させて供用再開部分を早急に使用可能な状態にする必要性が生じた。					
早急に工事を完成させるため、5件の工事に分割して契約したもので、不適切な手続きであった。					
工事完成時には、担当者による現場確認で履行確認を行っており、施工自体に問題はない。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注 (3) 各所属における比較見積の回避

局(区名) :	港湾局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 港区旧港湾局庁舎1階排水管補修工事		平成21年2月16日	① 排水管詰り補修	198,450 (円)	198,450 (円)
② 港区港湾局旧庁舎インバート柵補修工事		平成21年3月9日	② 会所配管接続替え	173,880 (円)	173,880 (円)
【調査概要】					
「施工場所」と「契約業者」が同一であって、「契約日」が比較的直近の同種工事の特名随意契約案件であったため、担当者からの聴き取り、及び仕様書、見積書等の確認。					
【調査結果】					
当初A業者に工事費の見積りを依頼したところ、20万円未満(187,000円)の見積りが提出されたので、実施準備をしていたが、再度打合せを行った結果、当初の金額では施工不可能であることが判明した。					
排水不良のため事務所利用者が不便をきたしていたため、早急に補修する必要があったことから、本工事を2工区に分けて20万円未満の小額補修工事を施工したものである。					
緊急性があったものの、本来、1件の工事として発注すべきものを分割して発注したものであり、不適切な手続きであった。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 北斎場 地下1階電気室間仕切壁外修繕		平成19年8月13日	① 地下1階電気室間仕切壁の修繕	294,000 (円)	294,000 (円)
② 北斎場 3階機械室壁外修繕		平成19年10月9日	② 3階機械室壁の修繕	304,500 (円)	304,500 (円)

【調査概要】

近い日程で、同じ業者に発注しているもの。現地調査(① 亀裂と補修後を確認。 ② 3階エレベーター機械室の修繕を確認)。斎場・霊園担当職員(当時の担当者は退

【調査概要】

修繕の実態は認められる。緊急的に修繕を行ったと思われるが当時の詳細は不明である施工業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果から、契約前施工を分割契約していた。

◎施工業者にヒヤリング → ①、②共に同じ見積書を提出。施工は7月。

◎設計・発注担当者へのヒヤリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法 などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同様であるとの証言があった。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南部環境事業センター 3階男子更衣室窓ガラス補修	平成19年9月20日	① 3階男子更衣室の窓ガラス修繕	399,000 (円)	399,000 (円)
② 南部環境事業センター 休憩室兼食堂窓ガラス修繕	平成19年10月22日	② 休憩室兼食堂の窓ガラス修繕	367,500 (円)	367,500 (円)
③ 南部環境事業センター 事務所棟2階・3階はめ殺し窓ガラス修繕	平成19年11月14日	③ 事務所棟2階・3階はめ殺し窓のガラス修繕	123,375 (円)	123,375 (円)

【調査概要】

契約日が近く、同一業者と契約しているため。現地確認実施済。業務担当担当者・施工業者・設計・発注担当者へのヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。施工業者及び設計・発注担当者へのヒアリング結果から、分割していないが、契約前施工であった。

◎施工業者にヒヤリング → ①～③は別々に依頼を受けた。作業は2回(9/9・10)で実施した。

◎設計・発注担当者へのヒヤリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法 などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同様であるとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	中部環境事業センター出張所 各所改修工事	平成20年1月15日	① 各所の改修工事	997,500 (円)	997,500 (円)
②	中部環境事業センター出張所 落下防止庇外修繕	平成20年1月18日	② 落下防止庇外の修繕	398,475 (円)	398,475 (円)
③	中部環境事業センター出張所 女子休憩室兼食堂床修繕	平成20年2月6日	③ 女子休憩室兼食堂の床修繕	396,900 (円)	396,900 (円)
④	中部環境事業センター出張所 脱衣室外天井・壁修繕	平成20年2月21日	④ 脱衣室外の天井・壁修繕	397,425 (円)	397,425 (円)
⑤	中部環境事業センター出張所 男子便所各所修繕	平成20年2月21日	⑤ 男子便所の各所修繕	395,850 (円)	395,850 (円)
⑥	中部環境事業センター出張所 女子便所各所修繕	平成20年3月5日	⑥ 女子便所の各所修繕	393,750 (円)	393,750 (円)
⑦	中部環境事業センター出張所 男子更衣室天井外修繕	平成20年3月7日	⑦ 男子更衣室の天井外修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
⑧	中部環境事業センター出張所 休憩室兼食堂押入れ外修繕	平成20年3月18日	⑧ 休憩室兼食堂の押入れ修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
⑨	中部環境事業センター出張所 消防活動スペース落下防止庇修繕	平成20年3月21日	⑨ 消防活動スペースの落下防止庇修繕	398,475 (円)	398,475 (円)
⑩	中部環境事業センター出張所 屋外鉄部各所修繕	平成20年3月24日	⑩ 屋外鉄部の各所修繕	397,425 (円)	397,425 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。(業務担当)担当者・施工業者・(設計・発注)担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。業者及び(設計・発注)担当者へのヒアリング結果から、契約前施工を分割契約していた。

◎施工業者にヒアリング → 当初から全ての内容の依頼を受けていた(追加発注ではない) 11月～12月初旬で工事は終了していた。

◎設計・発注担当者へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法 などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同様であるとの証言があった。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 東南環境事業センター 2階休憩室兼食堂窓修繕	平成20年3月14日	① 2階休憩室兼食堂の窓修繕	388,500 (円)	388,500 (円)
② 東南環境事業センター 天井各所補修	平成20年3月19日	② 2階天井の各所修繕	368,550 (円)	368,550 (円)
③ 東南環境事業センター 2階各所壁外修繕	平成20年3月24日	③ 2階各所の壁修繕	304,500 (円)	304,500 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。(業務担当)担当者・施工業者・(設計・発注)担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。業者及び(設計・発注)担当者へのヒアリング結果から、契約前施工を分割契約していた。

◎施工業者にヒアリング → まとめて1本で依頼あり。工事は2月に実施し、支払いは全体で調整した。

◎設計・発注担当者へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法 などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同様であるとの証言があった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約 大阪市職務公正審査委員会勧告・再勧告分調査にて判明

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	南部環境事業センター 車庫棟5 2階会議室間仕切壁改修工事	平成20年5月2日	① 車庫棟5 2階会議室間仕切壁改修工事	997,500 (円)	997,500 (円)
②	南部環境事業センター 車庫棟2階改修工事	平成20年5月12日	② 車庫棟2階改修工事	997,500 (円)	997,500 (円)
③	南部環境事業センター 機械置場フェンス外修繕	平成20年5月16日	③ 機械置場フェンス外修繕	399,000 (円)	399,000 (円)
④	南部環境事業センター 倉庫外各所修繕	平成20年5月19日	④ 倉庫外各所修繕	388,395 (円)	388,395 (円)
⑤	南部環境事業センター 車庫棟壁塗装外修繕	平成20年5月19日	⑤ 車庫棟壁塗装外修繕	399,000 (円)	399,000 (円)
⑥	南部環境事業センター 事務室ガラス修繕	平成20年5月20日	⑥ 事務室ガラス修繕	309,750 (円)	309,750 (円)
⑦	南部環境事業センター 事務室パーテーション修繕	平成20年5月21日	⑦ 事務室パーテーション修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
⑧	南部環境事業センター 事務所棟各所修繕	平成20年5月29日	⑧ 事務所棟各所修繕	386,400 (円)	386,400 (円)
【調査概要】					
近い日程で同じ業者に発注しているため					
①・② → ※勧告分※ ③～⑧ → ※再勧告分※					
【調査結果】					
①・② → 勧告のとおり、契約手続を経ずに工事を先行していた。また、入札が必要とされる金額を上回ったため契約を分割していた。					
③～⑧ → 再勧告のとおり、工事の施工実態はあるものの、工事名称を変えて分割していた。また、本来入札にすべき工事を分割していた。					

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 東北環境事業センター 地域対策室外ブラインド修繕		平成20年5月19日	① 地域対策室外ブラインド修繕	396,900 (円)	396,900 (円)
② 東北環境事業センター 教習室兼会議室外ブラインド修繕		平成20年5月20日	② 教習室兼会議室ブラインド修繕	390,600 (円)	390,600 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。現地確認実施済。(業務担当) 担当者・施工業者・(設計・発注) 担当者にヒアリングを実施

【調査概要】

修繕の実態は認められる。施工業者及び(設計・発注) 担当者へのヒアリング結果から、一部契約前施工を合わせて分割契約していた。

◎施工業者にヒアリング → ①・②まとめて見積もりした(約64万円)。20年3月末にアコーディオンドアの修理を行い、その代金(約15万円)を①・②で調整

◎設計・発注担当者へのヒアリング → 全ての物件の詳細な記憶はないが、分割の経緯、理由、契約金額の調整方法 などについては、施工業者より聞き取り調査をした内容と同様であるとの証言があった。

案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 森之宮工場 屋上防水改修工事		平成20年8月20日	① 屋上防水改修工事	992,250 (円)	992,250 (円)
② 森之宮工場 炉室屋上パラペット補修		平成20年11月20日	② 炉室屋上パラペット補修	399,000 (円)	399,000 (円)

【調査概要】

同一施設で同一業者が契約しているため。現地確認実施済。総務担当職員・施工業者・設計発注担当職員にヒアリングを実施。

【調査結果】

施工実態は確認できた。施工業者、設計発注担当者へのヒアリング結果から同一時期に依頼し、同時期に施行した工事を分割契約していた。

◎契約日及び履行確認日

①契約日 : 平成20年 8月20日 履行確認日 : 平成20年 9月30日

②契約日 : 平成20年11月20日 履行確認日 : 平成20年12月10日

◎工場職員へのヒアリング → ①の屋上防水改修工事の現地調査の際にパラペットの補修が必要なが判明し、施設管理担当(建築)に補修の依頼をした。契約手続については、施設管理担当(建築)の指示に従い、作成した。

◎設計・発注担当者へのヒアリング → 同一時期に依頼し、施行も同時期であった。

◎業者へのヒアリング → 同一時期に依頼され、同時期に施行した。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約

局(区名) :	港湾局	平成19年度		
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① ポートタウン東駅前バス停①～③番のりば屋根ルーバー鉄板撤去工事	平成20年3月31日	① バス停の屋根ルーバー鉄板を張る工事	598,500 (円)
	② ポートタウン東駅前バス停①～③番のりば屋根ルーバー鉄板張り工事	平成20年3月31日	② バス停の屋根ルーバー鉄板を撤去する工事	628,425 (円)
	③ ポートタウン東駅前バス停①～③番のりば鉄骨塗装その他工事	平成20年3月31日	③ バス停の鉄骨の塗装工事	777,000 (円)

【調査概要】

分割が疑われる工事の発注であったため。工事発注までの経過、発注理由、事実確認

【調査結果】

意図的に分割発注を行い対応する予定の不適切な事務執行であった。

①については3件、②について、4件、③について、3件の分割発注予定であった。(工期：H19.12.28)

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① トレードセンター前駅ベダストリアンデッキ(東側)天窓漏水補修工事(緊急工事)	平成20年3月31日	① 天窓の漏水を補修する工事	1,066,668 (円)
	② トレードセンター前駅ベダストリアンデッキ(北側)天窓漏水補修工事(緊急工事)	平成20年3月31日	② 天窓の漏水を補修する工事	795,900 (円)

【調査概要】

分割が疑われる工事の発注であったため。工事発注までの経過、発注理由、事実確認

【調査結果】

意図的に分割発注を行い対応する予定の不適切な事務執行であった。

①については、4件、②について、6件に分割して処理が行われる予定であった。(工期：H20.2.29)

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 (4) 工事施工後の分割契約

局(区名) :	港湾局	平成20年度		
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額
	① 北港ヨットハーバー受水槽緊急補修工事	平成20年5月23日	① 受水槽給水用ボールタップ交換	199,500 (円)
	② 北港ヨットハーバー受水槽給水管取替補修工事	平成20年11月25日	② 給水配管腐食部交換(保温材含む)	199,500 (円)
【調査概要】				
「施工場所」と「契約業者」が同一である同種工事の特名随意契約案件であったため、担当者からの聴き取り、及び仕様書、見積書等の確認。				
【調査結果】				
①の工事は、緊急工事として契約を行い、②の工事は同業者に小額補修工事として発注したが、「分割発注であると疑われる。」ことを恐れ、契約を6ヵ月後に行った。				
分割工事ではないが、契約日を6ヶ月遅らせたことは不適切な事務処理である。				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 実態のない工事(他の工事代金への充当) 大阪市職務公正審査委員会勧告・再勧告分調査にて判明

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
①	西南環境事業センター 自転車置場改修工事	平成20年4月30日	① 自転車置場改修工事	997,500 (円)	997,500 (円)
②	西南環境事業センター 駐車場区画線修繕	平成20年5月21日	② 駐車場区画線修繕	396,900 (円)	396,900 (円)
③	西南環境事業センター 駐車場樋外修繕	平成20年5月29日	③ 駐車場樋外修繕	397,950 (円)	397,950 (円)
④	西南環境事業センター 構内通路舗装修繕	平成20年6月10日	④ 構内通路舗装修繕	399,000 (円)	399,000 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。※再勧告分※

【調査概要】

大阪市職務公正審査委員会より平成21年2月10日付けで勧告を受けた後、当局において実地調査を行った結果、②～④の施工実態は確認できなかった。

また、平成21年3月30日付の再勧告の中でも、工事の施工実態がない可能性が指摘されている。

本件に関しては、①の工事を行っており、契約書に基づかない工事が施工されている。

再勧告のとおり、施工実態のない工事書類を作成していた。また、本来入札にすべき工事を分割していた。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 中部環境事業センター出張所 雑排水用会所修繕	平成20年5月21日	① 雑排水用会所修繕	396,900 (円)	396,900 (円)
② 中部環境事業センター出張所 落下防止庇安全ネット修繕	平成20年5月21日	② 落下防止庇安全ネット修繕	394,800 (円)	394,800 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。※再勧告分※

【調査概要】

大阪市職務公正審査委員会より平成21年2月10日付けで勧告を受けた後、当局において実地調査を行った結果、上記2件の施工の実態はあったものの、契約価格を下回る工事の内容が確認された。

また、平成21年3月30日付の再勧告の中でも、同様の趣旨の指摘がされている。再勧告のとおり、実際の価格を上回る金額で契約を締結していた。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 東北環境事業センター 自転車置場増設改修工事	平成20年5月16日	① 自転車置場増設工事	995,400 (円)	995,400 (円)
② 東北環境事業センター 構内車止め修繕	平成20年5月29日	② 構内車止め修繕	372,750 (円)	372,750 (円)
③ 東北環境事業センター 構内通路舗装修繕	平成20年5月29日	③ 構内通路舗装修繕	378,000 (円)	378,000 (円)
④ 東北環境事業センター 構内歩道修繕	平成20年6月4日	④ 構内歩道修繕	357,000 (円)	357,000 (円)
⑤ 東北環境事業センター 側溝修繕	平成20年6月4日	⑤ 側溝修繕	346,500 (円)	346,500 (円)
⑥ 東北環境事業センター 駐輪場樋外修繕	平成20年6月10日	⑥ 駐輪場樋外修繕	289,905 (円)	289,905 (円)

【調査概要】

近い日程で同じ業者に発注しているため。※再勧告分※

【調査概要】

大阪市職務公正審査委員会より平成21年2月10日付けで勧告を受けた後、当局において実地調査を行った結果、②～⑥の施工実態は確認できなかった。

また、平成21年3月30日付の再勧告の中でも、工事の施工実態がない可能性が指摘されている。

本件に関しては、①の工事を行っており、契約書に基づかない工事が施工されている。

再勧告のとおり、施工実態のない工事書類を作成していた。また、本来入札にすべき工事を分割していた。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

1. 意図的な分割発注・分割契約 実態のない工事(他の工事代金への充当)

局(区名) :	港湾局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南港I-7上屋岸壁側シャッター補修工事		平成19年12月25日	① モーターの移設をする工事	199,500 (円)	199,500 (円)
② 南港I-7上屋南面シャッターケース補修工事		平成20年2月1日	② モーターの移設をする工事	199,500 (円)	199,500 (円)
③ 南港I-7上屋706シャッター補修工事		平成19年10月4日	③ モーターの移設をする工事	199,500 (円)	199,500 (円)
④ I-7号上屋707シャッター開閉機補修工事		平成20年2月26日	④ モーターの移設をする工事	199,500 (円)	199,500 (円)

【調査概要】

「施工場所」と「契約業者」が同一、契約日が近接であって特名随意契約案件であったため

【調査結果】

「南港I-7上屋耐震改修その他工事-2」の施工中に、消火用配管及びシャッターのモーターを移設する必要が生じた。既設消火用配管の移設工事(約140万円)は、「南港I-7上屋耐震改修その他工事-2」の設計変更によるものとした。しかしながら、シャッターの移設工事(モーターの移設約80万円(1箇所約40万円×2箇所))については、本来、別件工事として発注すべきところ、1箇所約20万円のモーター移設工事として2件を分割の小額補修工事で、残りの2件を架空の小額補修工事で発注したものである。

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 安治川1号上屋床段差補修工事	平成19年9月12日	① 床段差を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
② 安治川1号上屋敷鉄板補修工事	平成19年7月24日	② 敷鉄板を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
③ 安治川1号上屋柱補修工事	平成19年8月17日	③ 柱を補修工事	199,500 (円)	199,500 (円)
④ 安治川1号上屋気密扉補修工事	平成19年5月10日	② 気密扉を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑤ 安治川1号上屋防護柵補修工事	平成20年1月8日	③ 防護柵を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑥ 安治川1号上屋荷捌地補修工事	平成19年6月19日	② 荷捌地の排水を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑦ 安治川11号上屋出入口敷鉄板補修工事	平成19年6月5日	③ 出入口敷鉄板を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑧ 安治川11号上屋出入口段差補修工事	平成19年5月16日	② 出入口段差を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑨ 安治川11号上屋(14号庫)柱補修工事	平成19年12月4日	③ 柱を補修する工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑩ 安治川11号上屋保護板補修工事	平成19年7月10日	③ 保護板を取り付ける工事	199,500 (円)	199,500 (円)
⑪ 安治川11号上屋(11号庫・12号庫)床気密補修工事	平成20年12月1日	④ 床の気密補修をする工事	199,500 (円)	199,500 (円)

【調査概要】

「施工場所」と「契約業者」が同一であって、「契約日」が直近の同種工事の特名随意契約案件であったため。

【調査結果】

平成18年度に施工した「安治川1・11号上屋改良工事」について、施工中にシートシャッター工事における増額の設計変更の必要性が生じたが、その事務手続きを怠ったため、請負業者との間で「実質的な未払い」が生じた。

そのため、請負業者に対し、「実質的な未払い」に相当する、約220万円を11件の小額補修工事の契約を締結することで補填したものである。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (1) 規則等の解釈誤り

局(区名) :	水道局	平成19年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 城東第二送水管2000mm漏水修繕工事(鋼管工事)	平成19年4月2日	① 配水管(鋼管)の漏水修繕を行うもの。	7,350,000 (円)	7,350,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> 同一部署で発注した案件が同一種目で同一の業者と複数の契約をしているもの 契約管財局から再調査の依頼があったもの 					
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> 当該工事については、漏水が判明したことによる緊急工事であるため、特名随意契約を行うことは問題ない。 業者の選定にあたっては、緊急修繕に必要な資機材を常備しており、最も早い対応が可能、かつ、劣化調査に要する鋼管の専門技術を有しており、施工実績のあるものを選定したもので問題ない。 ①について、急施工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 玉造幹線(天神橋7丁目)991mm配水管漏水修繕工事	平成19年6月11日	① 配水管の漏水修繕を行うもの。	8,925,000 (円)	8,925,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> 同一部署で発注した案件が同一種目で同一の業者と複数の契約をしているもの 契約管財局から再調査の依頼があったもの 					
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> 当該工事については、漏水が判明したことによる緊急工事であるため、特名随意契約を行うことは問題ない。 業者の選定にあたっては、平成19年度の配水設備修繕工事の単価契約業者であり、本来であればその単価契約に基づいて指示すべきところ、一部工種の設定がないため別決裁となっているもので、最も早く対応が可能な業者を選定したもので問題ない。 工種の設定がなく緊急に行わなければならない場合は、急施工事として単価契約業者に別途発注を行うこととしていた。 急施工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 積算については積算基準により算出しており、単価契約にある工種についても基準を使用している。 契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (1) 規則等の解釈誤り

局(区名) :	水道局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 堂島浜1丁目外100mmその他配水管布設工事		平成19年8月30日	① 給水の円滑化を図るための配水管整備工事	5,985,000 (円)	5,985,000 (円)
【調査概要】 ・ 契約管財局から調査の依頼があったもの ・ 不適正、不適切な点はないか・施工はきちんと行われているか					
【調査結果】 ・ 当該工事については、関連工事の打ち切った部分を随意契約したもので、不適切な契約である。 ・ 本件工事の着工時期は19年10月26日と契約日から期間があるが、当初は契約後速やかに現場着手する予定であったが、着工に際して沿道へのPR及び施工日の調整を行った結果、着工まで時間を要したもの。 ・ 施工に関しては、契約時の仕様書どおりの内容で、検収結果も問題なく適切に処理されている。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (1) 規則等の解釈誤り

局(区名) :	水道局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 今宮幹線(木津川大橋添架管) 900mm配水管漏水修繕工事		平成20年7月16日	① 配水管(鋼管)の漏水修繕を行うもの。	15,960,000 (円)	15,960,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> 同一部署で発注した案件が同一種目で同一の業者と複数の契約をしているもの 契約管財局から再調査の依頼があったもの 					
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> 当該工事については、漏水が判明したことによる緊急工事であるため、特名随意契約を行うことは問題ない。 業者の選定にあたっては、緊急修繕に必要な資機材を常備しており、最も早い対応が可能、かつ、劣化調査に要する鋼管の専門技術を有しており、施工実績があるものを選定したもので問題ない。 急工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 北部幹線(朝日橋添架管) 600mm配水管漏水修繕工事	平成20年8月29日	① 配水管(鋼管)の漏水修繕を行うもの。	28,875,000 (円)	28,875,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> 同一部署で発注した案件が同一種目で同一の業者と複数の契約をしているもの 契約管財局から再調査の依頼があったもの 				
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> 当該工事については、漏水が判明したことによる緊急工事であるため、特名随意契約を行うことは問題ない。 業者の選定にあたっては、緊急修繕に必要な資機材を常備しており、最も早い対応が可能、かつ、劣化調査に要する鋼管の専門技術を有しており、施工実績があるものを選定したもので問題ない。 急工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (1) 規則等の解釈誤り

局(区名) :	水道局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 中部幹線(錦橋添架管) 991mm配水管補修工事		平成20年9月24日	① 本水管橋の外面の防食材が腐蝕している為、管外面の補修工事	9,765,000 (円)	9,765,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局から調査の依頼があったもの ・不適正、不適切な点はないか・施工はきちんと行われているか 					
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事については、河川管理者(大阪府西大阪河川事務所)及び橋梁管理者(大阪市建設局)から期間を指定されて施工するものであるため、特名で随意契約を行うことは問題ない。・指示日は平成20年8月7日、指示工期は平成20年11月20日である。 ・本件は、水道管に巻かれている鉄板及びモルタルが剥離し、下を航行する船舶に危険を及ぼす恐れがあるため早急に対応するようとの指示を受けたものであり、工事の目的としては水道管に巻かれている鉄板及びモルタルを撤去することであり、工事種別は土木工事である。 ・業者の選定にあたっては、ブロック別に契約している配水設備修繕工事請負業者4者(土木工事の建設業許可)に確認し、緊急修繕に必要な資機材を早急に準備することができ、最も早い対応が可能である業者を選定したもので問題ない。 ・急施工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 ・契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 夢洲東1丁目(その2) 200mmその他配水管布設替工事	平成21年3月17日	① 港湾局施行の夢洲地区道路整備事業に伴い、支障となる配水管の布設替を行うものである。	7,056,000 (円)	7,056,000 (円)
【調査概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局から調査の依頼があったもの ・不適正、不適切な点はないか・施工はきちんと行われているか 				
【調査結果】 <ul style="list-style-type: none"> ・本件工事は、関連工事(以降その1工事)として港湾局施工の道路工事に支障となる配水管を移設する工事があり、その1工事を施工中、港湾局から急遽、当該道路計画高の変更があり、詳細な現場調査を行った結果、その1工事の区間に隣接する区間の配水管も支障となることが判明したため実施したものである。 ・本件工事の施工にあたり、必要と考える工期を港湾局に提示したが、その1工事及び本件工事にかかる道路工事については、本市として非常に重要なものであるため、3月末までに移設を完了するよう2月20日付けで強い要請を受けた。 ・前項のとおり緊急に施工する必要がある、かつ、既に発注済のその1工事があることにより施工場所の一部が重複するので、随伴することが経済的かつ合理的であるため、その1工事の請負業者を選定したもので、業者選定に恣意性はない。 ・積算にあたっては、本件工事はその1工事の関連工事とみなし、その1工事と同等の査定率を用いるとともに、諸経費の調整も行っている。ただし、設計時期の違いから、その1工事は平成20年度前期の設計単価、本件工事は平成20年度後期の設計単価をベースとしている。 ・急施工事であることを理由に、700万円を超える工事の業者決定を局専決で行っていたことは不適切であった。 ・契約時の仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (1) 規則等の解釈誤り

局(区名) :	病院局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター 1階AU1診察室19他1室扉修繕		平成20年12月10日	① 開き戸の撤去、吊り戸の取付け	1,575,000 (円)	1,575,000 (円)
【調査概要】 修繕ではなく、工事契約ではないのか。					
【調査概要】 この案件は、診察室の扉の交換であったため、動産と解釈し、100万円を超えても見積もり合わせが可能と判断していた。 今後は、工事、修繕の解釈を正しく行うことにとどまらず、契約関係諸規定の遵守徹底をはかるよう指導した。					

案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 総合医療センター 警備室(1階)防犯監視録画装置修繕	平成21年3月3日	① ビデオサーバ取替え、モニタ取替え、UPS取替え	1,669,500 (円)	1,669,500 (円)
【調査概要】 修繕ではなく、工事契約ではないのか。				
【調査概要】 防犯監視録画装置の故障により録画が不能となり、保安上緊急を要するため修繕を依頼していたものであったが、結果的に機器の一部に更新が必要となった案件であった。 本案件については、当該機器を動産と解釈したため、100万円を超えても見積もり合わせが可能と判断していた。				

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	こども青少年局	平成19年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 万領保育所2階乳児用便所給排水衛生設備回収に伴う建築工事	平成19年5月23日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	798,000 (円)	798,000 (円)
	② 万領保育所2階乳児用便所給排水衛生設備回収に伴う建築追加工事	平成19年7月26日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	420,000 (円)	420,000 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
緊急的に追加工事を行う必要があった。また、当初工事と同一場所で工程・工種等重複する部分が多く、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
ヒアリングにて①の当初予定工事を一部取りやめ、設計変更を行う必要があったが、②にて整理を図っていることが判明。

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 御幸保育所乳児用便所漏水修繕工事	平成19年8月8日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	441,000 (円)	441,000 (円)
	② 御幸保育所乳児用便所漏水修繕追加工事	平成19年9月7日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	144,900 (円)	144,900 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
本工事と機能的に不可分となる設計変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば、追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。
さらに、本工事においては、当初設計内容の一部に、工事費の減額要素があったが、当初契約では減額を行わず、一体的な工事額のうち不足する金額について、追加額として追加工事契約を行っていたことから、それぞれの契約では、実際の変更工事内容と整合性がとれていないものであった。

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 吉野保育所通用門オートロック化及びモニター付インターホン設置工事	平成20年2月8日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	766,500 (円)	766,500 (円)
	② 吉野保育所通用門オートロック化及びモニター付インターホン設置追加工事	平成20年3月17日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	310,800 (円)	310,800 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
本工事と機能的に不可分となる変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	こども青少年局	平成19年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 加美第2保育所2階便所改修工事	平成20年3月6日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	787,500 (円)	787,500 (円)
	② 加美第2保育所2階便所改修追加工事	平成20年3月25日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	199,500 (円)	199,500 (円)
【調査概要】					
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。					
【調査結果】					
本工事と機能的に不可分となる設計変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。					
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば、追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。					
さらに、本工事においては、当初設計内容の一部に、工事費の減額要素があったが、当初契約では減額を行わず、一体的な工事額のうち不足する金額について、追加額として追加工事契約を行っていたことから、それぞれの契約では、実際の変更工事内容と整合性がとれていないものであった。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	こども青少年局	平成20年度		
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額 支出決議金額
	① 大江幼稚園プレイルーム床改修その他工事	平成20年7月30日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	992,250 (円) 992,250 (円)
	② 大江幼稚園プレイルーム床改修その他追加工事	平成20年8月20日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	606,900 (円) 606,900 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
本工事と機能的に不可分となる変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額 支出決議金額
	① 大正南保育所各所緊急補修工事	平成20年12月15日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	997,500 (円) 997,500 (円)
	② 大正南保育所各所緊急補修追加工事	平成21年1月14日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	533,400 (円) 533,400 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
本工事と機能的に不可分となる変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額 支出決議金額
	① 磯路保育所3歳児保育室空調機他取替工事	平成21年2月4日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	603,750 (円) 603,750 (円)
	② 磯路保育所3歳児保育室空調機他取替追加工事	平成21年2月13日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	210,000 (円) 210,000 (円)

【調査概要】
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】
本工事と機能的に不可分となる変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	こども青少年局	平成20年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 姫島保育所乳幼児用便所給排水衛生設備改修工事	平成21年2月16日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	915,600 (円)	915,600 (円)
	② 姫島保育所乳幼児用便所給排水衛生設備追加工事	平成21年2月25日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	46,095 (円)	46,095 (円)
【調査概要】					
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。					
【調査結果】					
本工事と機能的に不可分となる設計変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。					
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば、追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。					
さらに、本工事においては、当初設計内容の一部に、工事費の減額要素があったが、当初契約では減額を行わず、一体的な工事額のうち不足する金額について、追加額として追加工事契約を行っていたことから、それぞれの契約では、実際の変更工事内容と整合性がとれていないものであった。					

	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 姫島保育所乳幼児用便所改修工事	平成21年2月17日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	946,050 (円)	946,050 (円)
	② 姫島保育所乳幼児用便所改修追加工事	平成21年2月25日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	52,500 (円)	52,500 (円)
【調査概要】					
複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。					
【調査結果】					
本工事と機能的に不可分となる設計変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。					
しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば、追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。					
さらに、本工事においては、当初設計内容の一部に、工事費の減額要素があったが、当初契約では減額を行わず、一体的な工事額のうち不足する金額について、追加額として追加工事契約を行っていたことから、それぞれの契約では、実際の変更工事内容と整合性がとれていないものであった。					

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	こども青少年局	平成20年度			
局(区名) :	こども青少年局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 御幸保育所乳児用便所給排水衛生設備改修工事		平成21年2月17日	① 建築・電気・設備工事・修繕関係	894,600 (円)	894,600 (円)
② 御幸保育所乳児用便所給排水衛生設備改修追加工事		平成21年3月9日	② 建築・電気・設備工事・修繕関係	168,000 (円)	168,000 (円)

【調査概要】

複数の案件で「施工場所又は施設名称」と「契約業者名」が同一であり、かつ、1案件以上で「随意契約の方法が」「特名随意契約」であるものが見受けられたため。

【調査結果】

本工事と機能的に不可分となる設計変更であり、かつ、緊急的に設計内容を変更し、工事を行う必要があった。また、同一業者に施工させることにより工事の円滑化及び責任の一元化を図ることができると考えられたため、特名により追加工事として契約を締結したものであった。

しかし、これまで追加工事分を明確にするため追加工事として別契約の取扱いを行ってきたが、本工事の変更内容は当初契約工事と一体的なものであり、本来ならば、追加工事としてではなく、設計変更として契約変更を行うべきであった。

さらに、本工事においては、当初設計内容の一部に、工事費の減額要素があったが、当初契約では減額を行わず、一体的な工事額のうち不足する金額について、追加額として追加工事契約を行っていたことから、それぞれの契約では、実際の変更工事内容と整合性がとれていないものであった。

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	水道局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 高見1丁目150mm配水管工事に伴う接合替工事		平成19年11月6日	① 配水管工事に伴う接合替工事	1,837,500 (円)	1,314,600 (円)
<p>【調査概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局から調査の依頼があったもの ・不適正、不適切な点はないか・施工はきちんと行われているか 					
<p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事については、配水管工事に伴う接合替工事を行うものであるため、平成19年度の給水装置改良工事契約(単価契約)に基づいて指示すべきところであるが、一部工種の設定がなく、また、早急に施工しなければならないため別途の扱いとなっているものである。 ・適用頻度が極めて低いため単価契約の工種として設定していないものがあり、単価契約に設定のない工種を必要とする工事が発生した場合には、その都度、別に発注を行うことを基本としている。 ・積算にあたっては、当局の基準を適用しているものである。 ・指名業者決定については、承認種目が給排水衛生冷暖房工事、ランクがD、土木工事業及び管工事業の建設業許可を有し、かつ、水道局野田営業所管内に本支店を有する者で、過去に当局の指名実績を有するもの、又は、指名競争入札参加希望申請書を提出したもののいずれかに該当するものを指名し、見積比較を行った結果決定したもので、まったく恣意性はない。 ・見積比較執行に際し、予定超過の場合は再度見積比較を行い契約を締結するとしていたが、提出された見積書が予定超過若しくは辞退であったが1回で打ち切って最低応札者と価格交渉を行っており、事務処理が不適切であった。 ・給水装置改良工事は、お客様にご迷惑をかけることのないよう迅速に施工を完了する必要があることから、単価契約を行っている請負者に、必要の都度指示するという手法をとっているが、本件工事は1本発注として比較見積を行えるだけの期間が確保できたものである。 ・検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	水道局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 耐震性貯水槽内面塗装補修工事(ゆとりとみどり振興局所管400m ³)		平成19年12月25日	① 飲料用耐震性貯水槽(鋼板製)の内面塗装の補修を行うものである。	1,365,000 (円)	2,279,550 (円)
<p>【調査概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局から調査の依頼があったもの ・不適正、不適切な点はないか・施工はきちんと行われているか 					
<p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事は、ゆとりとみどり振興局からの依頼により施工するもので、公募型指名競争入札を執行したが落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がなかったため、設計を見直した上で見積比較を執行したものである。 ・見積比較執行に際し、予定超過の場合は再度見積比較を行い契約を締結するとしていたが、1回で打ち切っており、事務処理が不適切であった。 ・事実確認の結果は、見積比較の結果、予定超過若しくは辞退であったため、1回で打ち切り、最低応札者と価格交渉を行ったが金額が折り合わず、次順位の者とも価格交渉したが折り合わなかった。見積比較後の価格交渉については書面を用いていないため辞退書として残っていないが、見積聴取者に対しては口頭で意思確認を行ったものであり、その結果、別途契約管財局において事後審査型制限付一般競争入札により業者決定している同条件工事の請負業者を選定したものである。 ・契約金額と決議金額が違うことについては、貯水槽を詳細調査した結果、新たに補修が必要な箇所が判明し施工箇所が増えたため契約変更を行い、当初契約金額より増額となったものでやむを得ない。 ・設計に際しては、前年度の清掃時に、当局職員が現場確認し補修が必要であると認めた箇所を計上しており、時間の経過とともに補修箇所数及び面積が増えたものである。なお、全面塗装をするほどの劣化状況ではなかったため、必要各箇所の塗装であり、塗装以外の補修はない。 ・検収結果も問題なく適切に処理されている。 					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (2) 事務処理等の誤り

局(区名) :	病院局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 十三市民病院 前庭 北側外部散水設備改修		平成19年5月25日	① 北側外部散水設備の修繕	840,000 (円)	840,000 (円)
② 十三市民病院 B1F機械室 排ガス蒸気ボイラー周りトラップ他取替		平成19年8月14日	② 排ガス蒸気ボイラー周りトラップ他交換	284,550 (円)	284,550 (円)
【調査概要】					
同様業務を同一時期に同一業者に発注している。分割契約が疑われる。					
【調査結果】					
それぞれが施工日、場所も違い緊急対応が必要な案件であり、業者選定についても設置業者ということから、契約については妥当性はあるものの、特名随意契約にもかかわらず特名理由書が添付されておらず、今後、適切な事務処理を行うよう改善を指導をした。					

案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 十三市民病院 B1F機械室ボイラー補給水漏水修理		平成19年6月19日	① ボイラー補給水漏水の修繕	102,900 (円)	102,900 (円)
② 十三市民病院 B1F機械室給水本管エア抜き弁修理		平成19年6月21日	② 給水本管エア抜き弁の修繕	47,250 (円)	47,250 (円)
【調査概要】					
同様業務を同一時期に同一業者に発注している。日程調整等を行い一括発注出来なかったのか。緊急性について、書類及びヒアリングにより調査。					
【調査結果】					
それぞれ緊急対応が必要な案件であり、業者選定についても設置業者ということから、契約については妥当性はあるものの、特名随意契約にもかかわらず特名理由書が添付されておらず、今後、適切な事務処理を行うよう改善を指導をした。					

案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 十三市民病院 ファンコイルユニット熱動弁弁体交換		平成19年11月28日	① ファンコイルユニット熱動弁弁体交換工事	113,400 (円)	113,400 (円)
② 十三市民病院 オートクレーブ系統送風機整備 (3階)		平成19年11月28日	② オートクレーブ系統送風機整備 (3階)	113,400 (円)	113,400 (円)
【調査概要】					
同様業務を同一日に同一業者に同じ金額で発注していることについて、書類、ヒアリング調査を実施。					
【調査概要】					
案件名称ごとに内容把握するために事務整理上別々に契約していたが、契約内容からは一括契約を行えた可能性がある。 今後は、一括契約が可能な案件を安易に分割しないよう改善を指導した。 また、業者選定にあたっては、総合メンテナンス受託業者ありきではなく、見積合わせを行うなど透明性の確保に向けて事務手続きの改善を指導した。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (3) 業者選定方法の誤り

局(区名) :	環境局	平成19年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南部環境事業センター	男子浴室自閉式水栓部品取替修理	平成19年4月9日	① 衛生設備の修理	92,505 (円)	92,505 (円)
② 南部環境事業センター	浴室自閉式水栓取替外修理	平成19年4月9日	② 衛生設備の修理	93,597 (円)	93,597 (円)
【調査概要】					
比較見積を避けるため(小額特名するため)、分割発注したのではないか。					
【調査結果】					
修理依頼があった時点で相当数が動作不良等の状態であったため早急な修理が必要であった。また、浴室自閉式水栓の特殊な器具の修理については、製造元が、修理受付し、特約店が修理を実施するシステムとなっており、特名随意契約の理由が成り立たないと判断したため分割した発注となった。					

不適正な契約案件について

(資料2-2)

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (3) 業者選定方法の誤り

局(区名) :	環境局	平成20年度			
案件名		契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
① 南部環境事業センター 親時計取替修理		平成20年8月15日	① 親時計を取替える修理	378,000 (円)	378,000 (円)

【調査概要】 同条件の内容について、別件では比較見積で行われている。この案件の条件が、特名随意契約となっている状況を確認してください。

【調査結果】

それぞれの案件について、別の担当者が実施していた。この案件の担当者は、親時計設備は各部屋の子時計に信号を送る時計設備の基礎となる部分であることから、時計設備全体の調整を行うには製造メーカーでないと対応できないと思い込んでいたため特名随意契約を結んだものであった。この時計の仕様については、どのメーカーでも同様であることから、特名随意契約を結ぶのではなく比較見積などの方策を採るべきであった。

2. 契約手続き等に不適切な点が見受けられるもの (3) 業者選定方法の誤り

局(区名) :	水道局	平成19年度			
	案件名	契約日	工事概要	当初契約金額	支出決議金額
	① 古市3丁目150mm配水管布設替工事	平成20年3月5日	① 国土交通省施行の電線共同溝設置工事に伴い、支障となる配水管の移設を行うものである。	1,400,700 (円)	1,400,700 (円)
<p>【調査概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約管財局から調査依頼があったもの ・不適正、不適切な点はないか ・施工はきちんと行われているか 					
<p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事については、国土交通省から2月7日付けで配水管の移設を指示された工事であり、3月31日までに完了するよう依頼されたことから、入札を行っていたのでは完成しないことから、随意契約を行うことはやむを得ない。 ・緊急工事はその工事内容、費用負担割合等が流動的であり、これまで事前協議段階から実際の施工までに変更されることが多かったことから、本件についても依頼者から正式な依頼があってから事務手続きを開始しているものである。 ・業者の選定にあたっては、当初は国土交通省発注の施工業者に随意契約を行う予定であったが断られたので、当時の東部水道工事センター管内の配水設備修繕業者であり、現場を熟知している上、緊急の対応ができる業者を選定したもので、問題はない。 ・緊急工事である場合の対応として、配水設備修繕業者と随意契約を行うことを決めていた訳ではなく、前項のような事情から当該業者を選定したものである。 ・緊急工事かどうかについては、内規で定められている「急施工事の範囲及び契約事務取扱要綱」に従い判断している。 ・なお、国土交通省の指示から契約までの期間を見れば、入札を行うことはできなかったとしても、比較見積を行うことは可能であったのではないかと考えられるもので、事務処理の適切性を欠いていたものである。 ・施工については、仕様書どおりの内容で施工され、検収結果も問題なく適切に処理されている。 					